

## 道路位置指定の協議に係る下水道工事の取扱基準

1. 本基準は、前橋市道路の位置の指定取扱要綱第23条第2項に規定する関係各課との事前協議に係る、下水道工事の取扱に必要な事項を定めるものとする。
2. 位置指定道路の事前協議をしようとする者（以下「協議者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に道路位置指定申請に伴う協議書（様式第1号）に必要な書類を添付し協議しなければならない。  
なお、道路位置指定に係る工事の完成後、道路用地を前橋市へ寄附する予定のものについては、帰属承諾書を併せて提出しなければならない。
3. 協議者は、本基準に係る工事（以下「工事」という。）を施工するときは、工事の着手前に工事着手届（様式第2号）に必要な書類を添付し提出しなければならない。
4. 工事の施工にあたっては、次に掲げる基準を遵守し、下水道工事標準仕様書（前橋市水道局編集）に基づき施工しなければならない。
  - （1）管種は塩化ビニール管の使用を標準とし、管径は内径150mmを原則とする。
  - （2）勾配は最小を6‰、最大を50‰とする。
  - （3）管渠の最小土被りは前橋市浅層埋設基準による。（1.0m以上）
  - （4）マンホールは塩ビ製柵（内径300mm、防護蓋、台座コンクリート製）を標準とし、最大間隔は30mとするが、申請道路の延長が30m以上の場合は人孔（内径900mm円形人孔・内径750mm円形人孔）の設置も考慮する。
  - （5）公道の本管への接続については、支管によることを原則とするが、現場の状況等特に必要と思われる場合は、人孔を設置する。
  - （6）申請道路の本管から宅地内への取付管については、支管による取付を原則とし、管径は100mmとする。
  - （7）道路用地及び下水道施設を市へ寄附する場合のマンホール蓋は、前橋型とする。
5. 工事の施工業者は、前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領第3条による建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格において、土木一式工事の認定を受けた者とする事。
6. 協議及び工事に要する費用は、協議者の負担とする。
7. 協議者は、工事完成後は速やかに工事完了届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
8. 帰属承諾書を提出した工事については、道路用地の寄附受入をもって、工事により設

置した下水道施設も前橋市水道局に帰属したものとする。なお、協議者へは、下水道施設帰属完了通知（様式第4号）を交付する。

9. 大胡・宮城・富士見地区で面積が、1,000 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満の小規模開発の場合は、開発行為等の事前協議における下水道管布設工事の実施基準に準じること。
10. この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。